

青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第35号。令和3年2月17日公布）における介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第一号被保険者に係る介護保険料算定の際に用いる所得段階の区分を変更するため、改正しようとするものである。

2 改正内容

所得段階の第7段階から第9段階までの境目となる合計所得金額が、介護保険法施行規則の改正により変更となったことから、所要の改正を行うものである。（別紙「介護保険料段階表（令和3年度～5年度）」参照）

3 施行期日

公布の日

介護保険料段階表(令和3年度～5年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯 老齢福祉年金受給者又は 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円以下	0.30	24,000円
第2段階	市民税非課税世帯 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円超かつ120万円以下	0.50	40,000円
第3段階	市民税非課税世帯 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が 120万円超	0.70	56,100円
第4段階	本人市民税非課税 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円以下	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円超	1.00	80,100円
第6段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 120万円未満	1.10	88,100円
第7段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 120万円以上 200万円 未 満	1.30	104,100円
第8段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 200万円 以上 300万円 未満	1.50	120,200円
第9段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 300万円 以上400万円未 満	1.70	136,200円
第10段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未 満	1.90	152,200円
第11段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未 満	2.10	168,300円
第12段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 800万円以上1,000万円 未満	2.30	184,300円
第13段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 1,000万円以上	2.50	200,300円



所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯 老齢福祉年金受給者又は 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円以下	0.30	24,000円
第2段階	市民税非課税世帯 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円超かつ120万円以下	0.50	40,000円
第3段階	市民税非課税世帯 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が 120万円超	0.70	56,100円
第4段階	本人市民税非課税 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円以下	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税 前年の「合計所得金額＋ 課税年金収入金額」が80 万円超	1.00	80,100円
第6段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 120万円未満	1.10	88,100円
第7段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 120万円以上 210万円 未 満	1.30	104,100円
第8段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 210万円 以上 320万円 未満	1.50	120,200円
第9段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 320万円 以上400万円未 満	1.70	136,200円
第10段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未 満	1.90	152,200円
第11段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未 満	2.10	168,300円
第12段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 800万円以上1,000万円 未満	2.30	184,300円
第13段階	本人市民税課税 前年の合計所得金額が 1,000万円以上	2.50	200,300円

- ・保険料年額: 基準額(年額)80,145円×割合(100円未満切捨て)
- ・基準額(月額): 6,679円(年額÷12か月)
- ・第1～3段階については、公費により保険料の軽減を行っています。